

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更につき 議決を求めることについて

1 趣旨

公立大学法人滋賀県立大学において県立高等専門学校開設準備を担当する役員を専任で置くため、法人の定款に定める理事の定員等を変更しようとすることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定に基づき議決を求めようとするものです。

2 理由

- ・現在、理事1人が地域連携と県立高等専門学校開設準備の2業務を担当している。
- ・県立高等専門学校開設準備については、来年度以降、令和8年10月に予定している設置認可申請に向け県立高等専門学校開設準備業務の検討、決定事項の質的、量的拡大に対応する必要がある。
- ・なお、現在、県立高等専門学校開設準備を担当している理事は、地域連携業務に加え、新たに渉外・広報業務を担当する予定。
- ・については、県立高等専門学校開設準備を担当する理事と、地域連携・渉外・広報を担当する理事を置けるよう、理事の定数を1増とする。

3 主な変更内容

- (1) 理事の定数を「5人以内」から「6人以内」へ変更（現在は5人が就任）
- (2) 理事の増員に伴い、経営協議会の構成人数を「11人以内」から「12人以内」へ変更

4 理事の具体的な構成

現在	変更後
地域連携・県立高等専門学校開設準備担当	県立高等専門学校開設準備担当
	地域連携・渉外・広報担当
教育・学生支援担当	教育・学生支援担当
研究・評価担当	研究・評価担当
経営担当（外部）	経営担当（外部）
教育研究担当（外部）	教育研究担当（外部）

5 スケジュール

- 令和6年11月 11月定例会議上程
令和7年1月 総務省および文部科学省に定款変更認可申請
令和7年4月1日 施行

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更について

1 趣旨

公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき議決を求めようとするものです。

2 変更の概要

- （ 1 ）法人の理事定数について、6 人以内とすることとします。（第 8 条関係）
- （ 2 ）経営協議会の委員は 12 人以内とし、委員の総数の 2 分の 1 以上は法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識のあるもののうちから理事長が指名する委員とすることとします。（第 18 条第 2 項および第 3 項関係）
- （ 3 ）変更後の定款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

公立大学法人滋賀県立大学定款新旧対照表

旧	新
第1条～第7条 省略 (定数) 第8条 法人に、次に掲げる役員を置く。 (1) 理事長 1人 (2) 副理事長 1人 (3) 理事 <u>5人</u>以内 (4) 監事 2人以内 第9条～第17条 省略 (設置および構成) 第18条 省略 2 経営協議会は、委員 <u>11人</u>以内で組織し、経営協議会の委員(以下この節において「委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 理事長 (2) 副理事長 (3) 理事長が指名する理事 (4) 法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識のあるもののうちから理事長が任命するもの 3 委員の<u>過半数</u>は、前項第4号に該当する者とする。 4～6 省略 以下省略	第1条～第7条 省略 (定数) 第8条 法人に、次に掲げる役員を置く。 (1) 理事長 1人 (2) 副理事長 1人 (3) 理事 <u>6人</u>以内 (4) 監事 2人以内 第9条～第17条 省略 (設置および構成) 第18条 省略 2 経営協議会は、委員 <u>12人</u>以内で組織し、経営協議会の委員(以下この節において「委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 理事長 (2) 副理事長 (3) 理事長が指名する理事 (4) 法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識のあるもののうちから理事長が任命するもの 3 委員の<u>総数の2分の1以上</u>は、前項第4号に該当する者とする。 4～6 省略 以下省略

付 則

変更後の公立大学法人滋賀県立大学定款は、令和7年4月1日から施行する。